

花トリピー着ぐるみ貸出し要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「花トリピー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しの方法等について定めるものである。

(申込み)

第2条 着ぐるみの使用を希望する者（以下「使用者」という。）は、別添の申込書に記載の上、鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課長（以下「まちづくり課長」という。）に申し込むものとする。

(使用承諾)

第3条 まちづくり課長は、前条の申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- (1) 緑化の推進に関わりのあるイベント等（緑化推進のPRに資するものを含む。）に使用しないとき。
- (2) 鳥取県の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (3) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (6) 営利目的の活動に使用するとき。
- (7) その他、まちづくり課長が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。ただし、運送にかかる費用は使用者が負担することとする。

(注意事項)

第5条 使用者は、別添の「花トリピー使用上の注意事項」を遵守しなければならない。

2 使用者は、着ぐるみ本体又は付属品を紛失し、破損し、又は汚損したときは、使用者の責任と負担により、原状に復さなければならない。

(確認)

第6条 まちづくり課の担当者は、着ぐるみの返却時に、貸し出した物品がすべて返却されているか、及び破損又は汚損がないかその場で確認するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、まちづくり課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月12日から施行する。

花トリピー着ぐるみ貸出し申込書

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課長 様

花トリピー着ぐるみの貸出しを希望しますので、下記のとおり申し込みます。

年 月 日

住 所
申込者 氏 名 印
電話番号
(個人が自署される場合は、押印は不要です。)

記

貸出希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用日	年 月 日
使用目的 〔どんなイベント 等に使うのか。〕	
使用方法 〔どういう使い方 をするのか。〕	

- 注1 着ぐるみを紛失し、破損し、又は汚損した場合は、返却される前に御一報ください。
- 2 着ぐるみ本体又は付属品を紛失し、破損し、又は汚損したときは、使用者の負担により原状に復していただきますので、注意してください。
- 3 運搬に係る経費は、すべて使用者の負担となります。

花トリピー使用上の注意事項

花トリピーを使用されるときは、以下の点にご注意ください。

■ 使用上の注意

- 1 大切に取り扱い、壊すことないようにしてください。
(特に梨の花の帽子とくちばしの部分が壊れやすく、また、本体は一度へこんでしまうと元にもどりませんので、十分に注意してください。)
※ 運送及び保管の時は、収納袋に必ず入れてください。
※ 本体を収納袋に入れる際は、羽を前にたたむようにして折って入れてください。
※ くちばし・目などの破損や本体のへこみの原因となるため、本体を横に寝かせて置かないでください。
- 2 雨や雪などで濡らさないように、また、汚さないようにしてください。
- 3 集団に囲まれたり、その他何かあったときのために、必ずサポートする人を付けてください。
(集団心理で、着ぐるみを蹴られたり、梨の軸やくちばしを引っ張られたり、足下に潜り込まれたりされることがあります。)
- 4 サポートする人は、お客様に対して常に笑顔で接してください。また、花トリピーがいじめられたときでも、大声を上げるのではなく、やさしくやめていただくようお願いするようにしてください。
- 5 他のトリピーとの共演はしないでください。

■ 着用上の注意

- 1 着用すると大量の汗をかきます。汗が着ぐるみに付かないよう、必ず首にはタオルを、手には手袋や軍手を、足には靴下を着用してください。(汗が付着するとニオイ等の原因となります。後で使う人のためにも特にお願します。)
- 2 お客様の見ている前で、着替えしないでください。
- 3 着替えは、一人で行わず、必ず誰かに手伝ってもらいながら行ってください。
- 4 出演時及び待機時にかかわらず、着ぐるみから身体の一部または全部がお客様に見えないよう、注意してください。
- 5 着ぐるみから身体の一部または全部が見える状態で撮影しないでください。

■ 動きの注意

- 1 声は出さないでください。
- 2 大股で歩かないでください。(ヨチヨチ歩きが適当)
- 3 手や体の動きは、オーバーアクションをお願いします。
- 4 握手、頭や背中を撫でるなど、子どもとスキンシップをとると可愛く見えます。
- 5 イメージを壊すような振る舞いはしないでください。特にお客様に怪我などを負わせることのないよう乱暴な動きはしないでください。
- 6 梨の軸が取れないよう、また人に当たらないよう注意してください。

■ その他

- 1 着ぐるみを紛失し、破損し、又は汚損した場合は、返却される前に御一報ください。
- 2 着ぐるみ本体又は付属品を紛失し、破損し、又は汚損したときは、使用者の負担により原状に復していただきますので、注意してください。
- 3 運搬に係る経費は、すべて使用者の負担となります。